

高等学校卒業程度認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱うことに伴う
電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令及び
主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について

平成 25 年 1 月
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

1. 現状制度の概要

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）は自主保安を原則とし、法第 43 条に規定される主任技術者を事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う自主保安の要として位置付け、事業用電気工作物の設置者は電気工作物に関する一定の知識又は経験を有する者に交付される主任技術者免状を有する者のうちから主任技術者を選任することを原則としている。

主任技術者免状については、法第 44 条第 2 項に基づき、①主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者、②電気主任技術者免状については電気主任技術者試験に合格した者、のいずれかに交付することとしている。

このうち、①の「主任技術者免状の種類ごとに経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験」については、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和 40 年通商産業省令第 52 号。以下「資格省令」という。）第 1 条に定めており、学歴又は資格に応じて、必要となる実務経験の年数に違いを設けている。

(1) ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る主任技術者免状交付の要件

第一種ダム水路主任技術者及び第二種ダム水路主任技術者並びに第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第二種ボイラー・タービン主任技術者については、中学校を卒業した者、所定の専門的学科を修めずに高等学校又はこれらと同等以上の教育施設（以下「高等学校等」という。）を卒業した者、所定の専門的学科を修めて高等学校等を卒業した者などの区分に応じて、必要となる実務経験の年数に違いを設けている。所定の専門的学科を修めずに高等学校等を卒業した者であれば、中学校を卒業した者と比較して、求められる実務経験は第一種主任技術者については 5 年、第二種主任技術者については 6 年短い。

(2) ボイラー・タービン主任技術者に係る許可選任の要件

法第 43 条第 2 項に基づき、自家用電気工作物の設置者については、経済産業大臣の許可を受ければ、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる（許可選任制度）が、許可にあたっては「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成 17 年 3 月 28 日付け平成 17・03・22 原院第 1 号。以下「内規」という。）を定めており、これを審査基準として運用している。

ボイラー・タービン主任技術者に係る許可選任については、内規 2.（3）において、設備規模に応じて一定の資格又は実務経験を持つ者を選任することを要件としているが、出力 20

0キロワット未満等の条件を満たす小型の設備については、高等学校等を卒業した者であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者であれば選任を許可することとしている。

2. 改正の概要

上述のとおり、ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る主任技術者免状交付の要件又はボイラー・タービン主任技術者に係る許可選任の要件として、所定の専門的学科を修めずに高等学校等を卒業したことを求めている場合があるが、これらの要件として、今回、高等学校卒業程度認定試験に合格したことを所定の専門的学科を修めずに高等学校を卒業したことと同等と扱うべく、資格省令及び内規について所要の改正を行う。

3. 改正の必要性

一定の場合に、ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る主任技術者免状交付の要件又はボイラー・タービン主任技術者に係る許可選任の要件として、所定の専門的学科を修めずに高等学校等を卒業したことを求めているのは、主任技術者として必要な基礎的学力があるかどうかを判断するためであり、設備に関する専門的知識があるかどうかを判断するためではない。

一方、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項及び高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の規定により、高等学校卒業程度認定試験に合格すれば高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定される。また、平成16年8月6日の中央教育審議会の答申「大学入学資格検定の見直しについて～社会において広く通用する「高等学校卒業程度認定試験」～（答申）」では、高等学校卒業程度認定試験について、「その合格者が各種職業資格や採用試験の受験資格、採用後の処遇においてより広く高等学校卒業者と同様に扱われるようにする必要がある」としている。

こうした事情を受けた検討の結果、高等学校卒業程度認定試験に合格したことを所定の専門的学科を修めずに高等学校を卒業したことと同等と扱っても、電気工作物の安全性確保に関するダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の水準が低下することはないと認められたため、今回の改正を行うもの。

なお、第三種電気主任技術者については、主任技術者免状交付の要件として経済産業大臣が認定した高等学校等を卒業したことを求めている場合もある（資格省令第1条）が、その認定にあたっては電気工学に関する学科のカリキュラムや実習設備等が必要となる。さらに、第三種電気主任技術者免状の交付を受けようとする者は、当該認定を受けた高等学校等において電気工学に関する科目を履修している必要がある。ここで求めている電気工学に関する科目の履修や実習等は、高等学校卒業程度認定試験で代替することはできないため、第三種電気主任技術者に係る規定については改正を行わない。